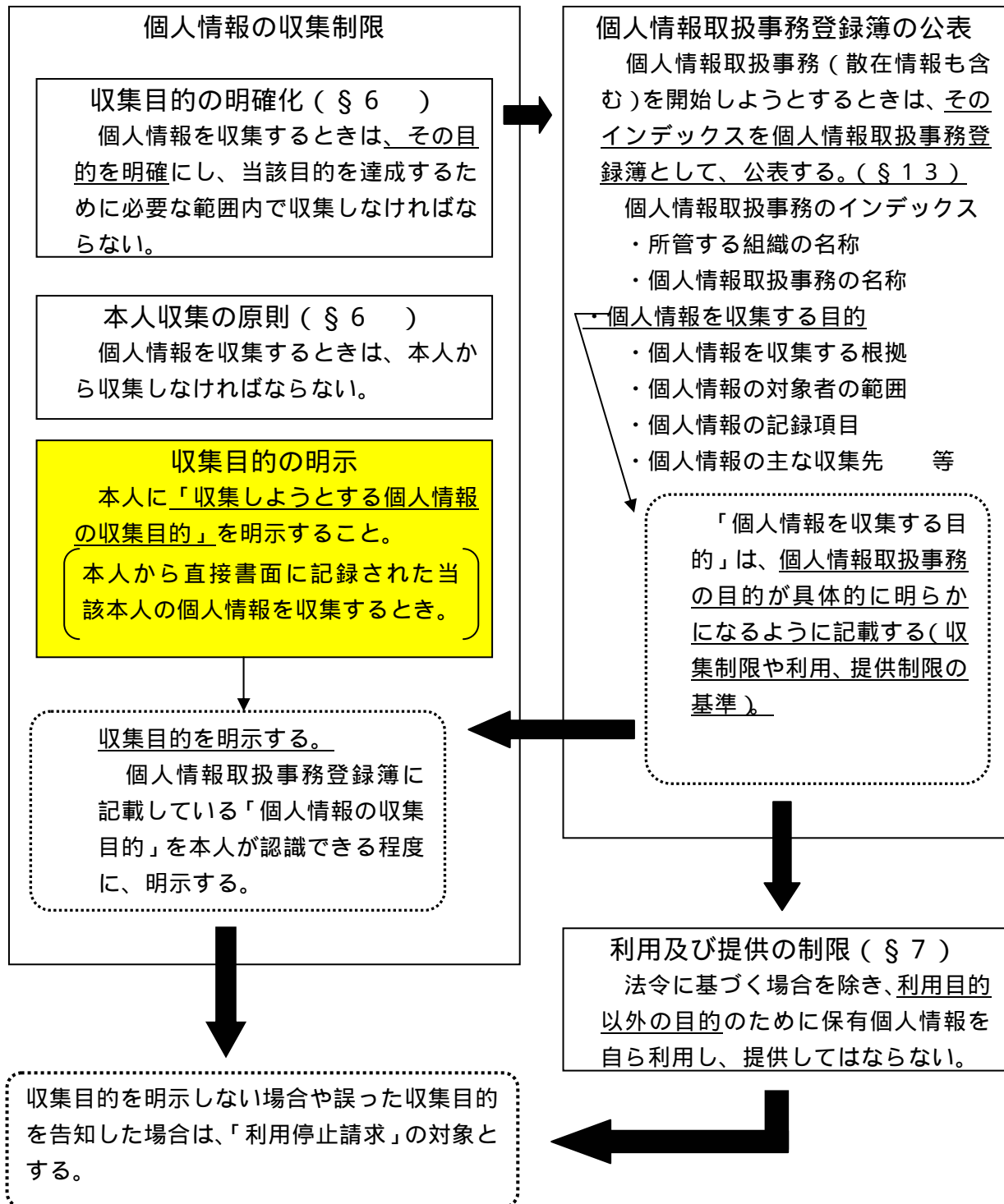
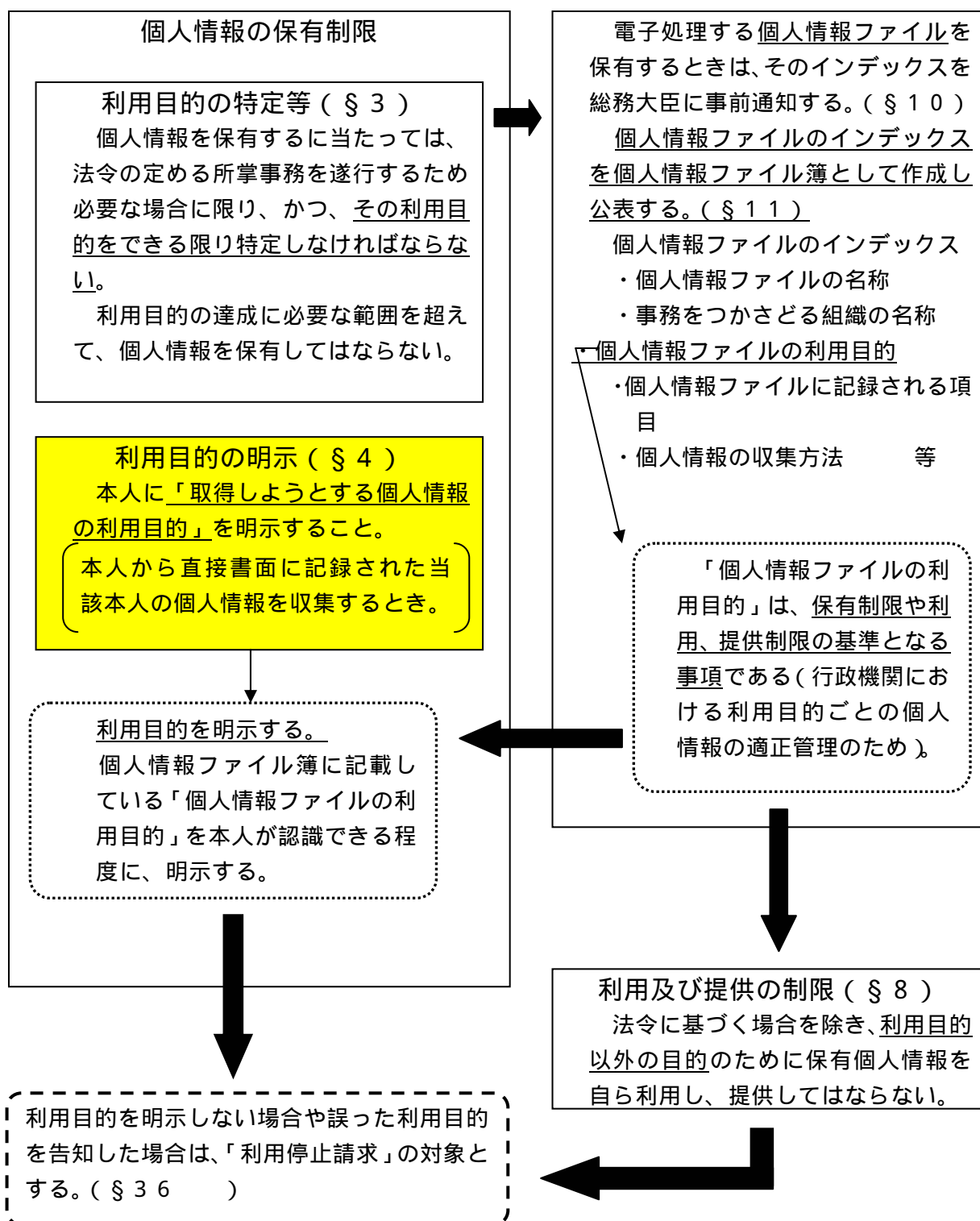


## 個人情報保護条例の見直検討のための論点整理

### 1 個人情報の収集目的を県民等に説明する仕組み（兵庫県）（案）



(参考) 個人情報の利用目的を国民に説明する仕組み (行政機関法)



## 2 実施機関における個人情報の取扱態様の公表制度

### (1) 個人情報取扱事務登録簿による公表制度を維持する理由

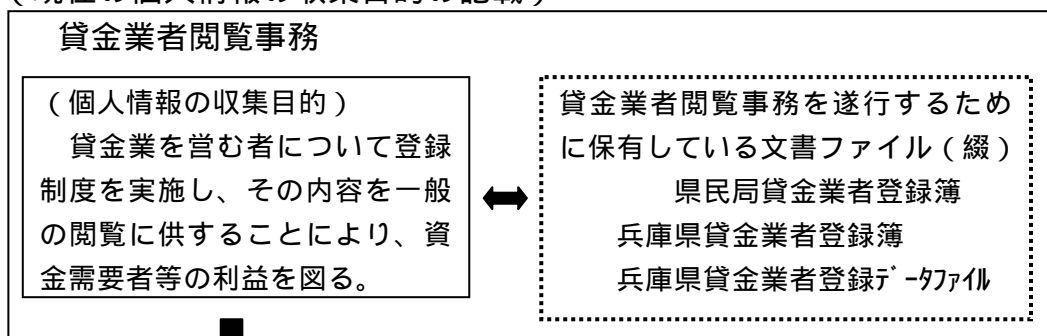
県の職員又は職員であった者に係る人事、給与、福利厚生等に関する個人情報取扱事務（現行条例第 13 条第 3 項）及び統計法等に規定する指定統計調査によって集められた個人情報（現行条例第 29 条第 1 項各号）を除いては、体系化していない散在情報であっても、個人情報取扱事務登録簿の作成、公表の対象で、実施機関の事務を網羅している。

しかしながら、行政機関法第 10 条及び第 11 条の規定に基づく個人情報ファイル簿のほうが、個人情報取扱事務登録簿よりも、その単位 - 公表する対象の範囲 - が小さく、より詳細に個人情報の取扱の態様を公表することができるメリットがある。

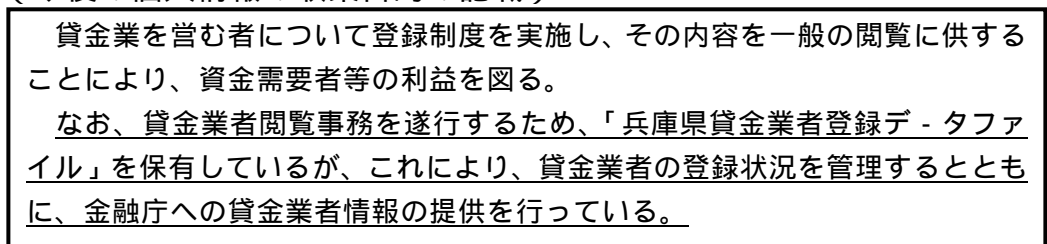
これに適切に対応するため、次の例のように個人情報取扱事務を遂行するに当たり、個人情報をデ - タ - ベ - ス化して管理、利用提供している場合は、その個人情報デ - タベ - スの目的を「個人情報の収集目的」欄に、追加して記載するなどの措置を講ずることが必要である。

(例)

(現在の個人情報の収集目的の記載)



(今後の個人情報の収集目的の記載)



### (2) 事前通知制度

行政機関法は電子処理する個人情報ファイルの保有に当たり、法適合性（解釈の統一性、整合性）を確保のため、総務大臣への事前通知を義務付けることとした。

本県条例は、実施機関が収集、利用提供制限の例外的な個人情報の取扱いをしようとする場合には個人情報保護審議会の意見を事前に聴くことにより、条例適合性を確保していることから、改めて、行政機関法第 10 条第 1 項の規定と同様の事前通知制度を措置する必要はないものと考えられる

## 〔参考〕

## (1) 個人情報の取扱態様の公表制度の比較

	行政機関法	条 例
公表の対象（単位）	保有する個人情報ファイル（電子、紙）	個人情報取扱事務
公表する内容（インデックス）	・個人情報ファイルの名称 ・利用目的 ・記録される項目 等	・個人情報取扱事務の名称 ・収集目的 ・記録項目 等
公表の対象外情報	・外交上の秘密 ・職員の人事等 ・学術研究目的のもの ・一定数未満のもの 等	・職員の人事等
事前通知制度の有無等	有（電子的処理する個人情報ファイルのみ総務大臣に事前通知する）	無

## (2) 条例制定時の考え方

実施機関が行う個人情報の取り扱いに対する不安感を取り除くためには、実施機関が事務を行ううえで、どのような個人情報を取り扱っているのかを明らかにすることが必要である。

## (3) 行政機関等個人情報保護法制研究会報告

個人情報は、それが体系的に構成されている場合、その有用性が高まるとともに、反面、個人の権利利益を損なうおそれも増大する。このため、現行の行政機関法では、電子計算機処理に係る個人情報に体系的に構成されたものを「個人情報ファイル」として、個人情報ファイル簿を作成させる等により厳格な管理を行うこととしている。現行の行政機関法では、個人情報ファイルは電子計算機処理に係る個人情報に限定しているが、行政機関法制においては、電子計算機を用いない手作業による処理（マニュアル処理）に係る個人情報であって、紙等の媒体に記録されているものも含め「個人情報ファイル」とする。

## (4) 先行7県の状況

先行7県のすべてが、個人情報の取扱態様の公表は個人情報取扱事務登録簿の公表により行い、知事等への事前通知制度は条例規定上措置していない。

検討資料1「個人情報取扱事務の具体例（貸金業者登録事務及び貸金業者情報閲覧事務）」

検討資料2「個人情報取扱事務登録簿の例」

検討資料3「現行行政機関法に基づく個人情報ファイル簿の例」

## 3 個人情報の収集時の収集目的の明示規定の創設

## 行政機関法

## (利用目的の明示)

第四条 行政機関は、本人から直接書面（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録（第二十四条及び第五十五条において「電磁的記録」という。）を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

一 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。

二 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。

三 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号。以下「独立行政法人等個人情報保護法」という。）第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）又は地方公共団体が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

四 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

本人から個人情報を収集する場合に収集目的を明示することは必要である。

現行条例では、個人情報の収集目的の県民等への説明は、個人情報取扱事務登録簿に記載し公表することや、収集にあたってその収集目的を本人に伝えること（本人収集の原則）により対応している。

これらの対応に加え、個人情報を本人から収集するときに、あらかじめ、その収集目的の明示を義務付けることを条例規定において明確にすることによって、県民等の権利利益の保護を図る。

直接書面に記録された当該本人の個人情報を取得するときに限定する。

本人から直接書面で個人情報を取得したときは、実施機関の收受文書として、必ず、利用提供制限や開示請求等の対象となるが、口頭により個人情報を収集した場合のすべてが利用提供制限や開示請求等の対象となるものではない（文書化しないケースがある）。

個人情報取扱事務登録簿に記載している「個人情報の収集目的」を明示する。

個人情報取扱事務登録簿に記載した「個人情報の収集目的」を本人が認識できる程度に明示することが必要である。

したがって、個人情報取扱事務を遂行するに当たり、個人情報をデータベース化して管理、利用提供している場合は、その個人情報データベースの目的を「個人情報の収集目的」欄に、追加して記載するなどの措置を講ずることが必要である。

個人情報の収集目的を明示しない場合を設ける。

本人から個人情報を収集する場合の収集目的の明示は、緊急の場合や、他の権利利益を保護すべき場合、取得状況から見て収集目的が明らかである場合で、実施機関が「個人情報の収集目的」を本人に明示することが適当でない場合や不必要な場合にまで一律に取り扱うことは適当ではない。

## 〔参考〕

## (1) 行政機関等個人情報保護法制研究会報告

本人から直接、書面等により個人情報を取得する場合は、原則として、あ

らかじめ、本人に利用目的を明示することとする。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のため緊急に必要があるときにまで、あらかじめその利用目的を本人に対して明示しなければならないとすることは合理性に欠ける。また、本人に利用目的を明示することにより行政機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるときは、明示することが適正を欠くこととなる。取得の状況からみて利用目的が本人にとって明らかなきときは、明示する必要がない。

(2) 行政機関法第4条各号の想定事例

想 定 事 例	
人の生命、身体又は財産の保護のために緊急の必要があるとき(§4)	・緊急に輸血する必要がある場合に不特定多数の者に血液型の告知を求めること。
本人又は第三者の権利利益を害するおそれがあるとき(§4)	・本人が精神的に不安定な状態にあり、難病であることを告知することが適当でない場合に、病の疑いがあることを告知することなく、本人から症状(例えば、頭痛の程度など)を収集する場合 ・Aの事業に係るBからの苦情申し出を解決するためにAから事情聴取する場合(Bからの苦情相談を解決するという収集目的は明示できない)。
国の機関、地方公共団体等の事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき(§4)	・Aを行政処分するために法令等の定めによりAの関係者であるBからAに係る個人情報収集する場合(BにAを行政処分することを明示すると、Aに通報されるおそれがあるなど)。
取得の状況から見て利用目的が明らかであるとき(§4)	・許可申請書に含まれる申請者の個人情報

(3) 先行7県の状況

先行7県のうち5県(富山、静岡、和歌山、宮崎、鹿児島)において、個人情報の収集(取得)時の収集(利用)目的の明示規定とともに開示決定時の収集(利用)目的の通知規定を措置している。

なお、これら5県のうち、和歌山県を除く4県は、行政機関法の規定と同様に、取得時の利用目的の明示は書面の場合に限定している。

検討資料4「収集時及び開示決定時の収集目的の明示(通知)規定の概要(先行7県)」

4 開示実施時に収集目的の通知規定の創設

行政機関法 (開示請求に対する措置) 第十八条 行政機関の長は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するとき は、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的 及び開示の実施に関し政令で定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、 第四条第二号又は第三号に該当する場合における当該利用目的については、この限り でない。
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

開示決定時に収集目的を通知することは必要である。

開示に当たって個人情報の収集目的を改めて本人に通知することにより、適切な利用提供が行われているかなどを即時に判断することができるなど、事後の訂正請求権や利用停止請求権行使の利便の向上に資する。

個人情報の収集目的を本人が認識できる程度に通知する。

個人情報の収集目的を通知しない場合を設ける。

開示決定時においても、他の権利利益を保護すべき場合は、「個人情報の収集目的」を本人に通知することは適当ではない。

## 〔参考〕

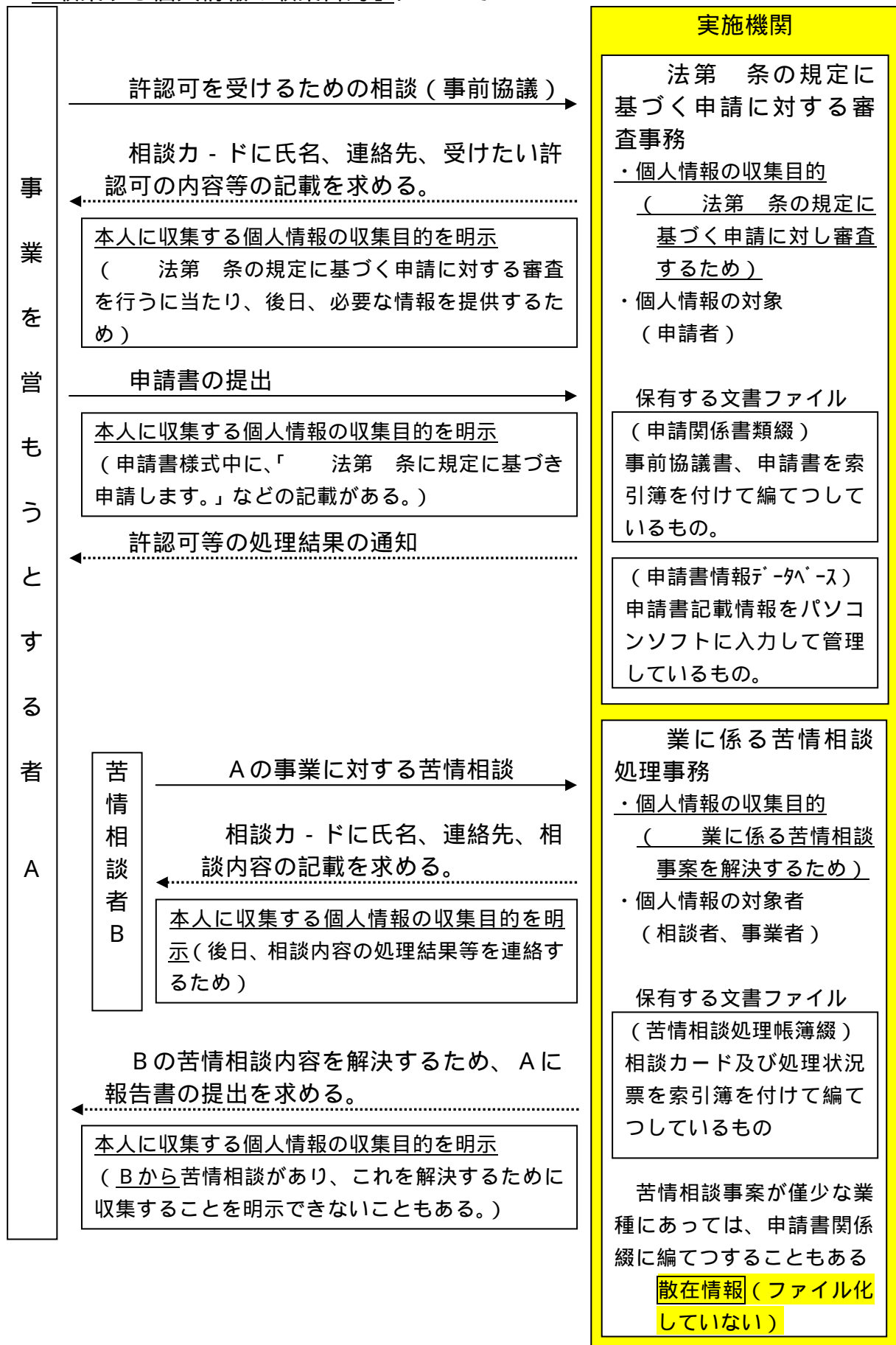
## (1) 行政機関等個人情報保護法制研究会報告

行政機関法制においては、保有個人情報の利用目的の通知制度を開示請求の手續の一環として取り扱うこととする。

## (2) 行政機関法第 18 条において行政機関法第 4 条各号の想定事例

	想 定 事 例
本人又は第三者の権利利益を害するおそれがあるとき（§ 4 ）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本人が精神的に不安定な状態にあり、難病であることを告知することが適当でない場合に、病の疑いがあることを告知することなく、本人から症状（例えば、頭痛の程度など）を収集する場合 本人からのカルテの開示請求に対し、本人から書面で取得した症状を記録した書面を開示しても、「病の疑いがあるため」という収集目的は通知することができない。</li> <li>・ A の事業に係る B からの苦情申し出を解決するために A から事情聴取する場合（B からの苦情相談を解決するという収集目的は明示できない）。 A からの事情聴取関係書類の開示請求に対し、事情聴取書の概要を開示しても、「<u>B からの苦情相談内容を解決するために A に事情聴取した</u>」という収集目的は通知することができない。</li> </ul>
国の機関、地方公共団体等の事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき（§ 4 ）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ A を行政処分するために法令等の定めにより A の関係者である B から A に係る個人情報を収集する場合（B に A を行政処分することを明示すると、A に通報されるおそれがあるなど）。 B からの A に関して発言した内容を記録した文書の開示請求に対し、その内容を記録した文書を開示しても、未だ、A に対し行政処分していない場合などは、「<u>A を行政処分する</u>」という収集目的は通知することができない。</li> </ul>

個人情報取扱事務登録簿における「個人情報の収集目的」と本人に明示する「収集する個人情報の収集目的」について





## 5 個人情報の適正取扱義務規定の見直し

実施機関が個人情報を適正に管理する義務について、条例は努力義務に止まっているが、行政機関法は義務規定として対応している。条例制定時に比べ、IT化が格段に進展していることに鑑み、実施機関が個人情報を適正に管理する義務を努力義務ではなく義務として規律する必要がある。

また、実施機関から個人情報取扱事務の委託を受けた者についての適正管理義務も努力義務ではなく義務として規律する必要がある。

[参考]

### (1) 行政機関個人情報保護法制研究会

行政機関の長は、保有個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

ITによる個人情報の処理に関しては、アクセス制限等を含む適切なセキュリティシステム等の整備が不可欠であるが、政府において、近年の技術の進展を踏まえた対応を図る必要がある。

### (2) 先行7県の状況

すべて努力義務ではなく義務として規律している。

## 6 職員等への罰則の創設

これまで、実施機関の職員については、(1)職権濫用罪等の刑法の規定や、(2)地方公務員法やその他の個別法に基づいて守秘義務が課せられており、その義務違反に対する懲戒責任や刑罰に関する規定によって、個人情報の適正な取扱は担保されると考えられてきた。また、罰則を課してまで保護すべき個人情報の範囲や処罰すべき行為を明確に定めることはむづかしいとされてきた。そのため、現行条例も罰則を規定していない。

しかし、行政機関法には、職員（国家公務員）や行政機関から委託された個人情報の取扱に従事している者について罰則が盛り込まれた。

公的部門において個人情報を取り扱う国家公務員と同じく、実施機関の職員（県の公務員）についても、条例で行政機関法と同様の罰則を設けることは適切である。

また、受託事業者については、これまでは、その契約において、委託を受けたものが構はずべき個人情報の安全確保の措置を明らかにするとともに、委託を受けた事務に従事している者又は従事していた者は、当該事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務を課してきた。委託を受けた者が取り扱う個人情報は実施機関によって収集されたものであり、県民等の個人情報保護を確保するために、条例で行政機関法と同様の罰則を設けることは適切である。

## 〔参考〕

## (1) 行政機関法の罰則規定の概要

	主 体	対 象 情 報	行 為	量 刑
第53条	行政機関の職員若しくは職員であった者 受託業に従事している者又は従事していた者	個人の秘密に属する事項が記録された電子処理ファイル(複製又は加工したものを含む)	正当な理由がないのに提供	2年以下の懲役 又は100万円以下の罰金
第54条	"	業務に関して知り得た保有個人情報	不正な利益を図る目的で提供又は利用(盗用)	1年以下の懲役 又は50万円以下の罰金
第55条	行政機関の職員	秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録	職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で収集	"

## 想定事例

- ・第53条 職員(又は受託事業者)が、個人の秘密が記録されているデ-タベ-スをフロッピ-等の媒体に複写して(例えば、郵便局の職員が口座番号や貯金額を含む顧客リストをフロッピ-に複写して)、業務上必要のない者に提供した場合
- ・第54条 職員(又は受託事業者)が、職務上知り得た他人の氏名、住所、電話番号を名簿業者に売却した場合。職員が、自己が管理する事業者デ-タを複写して、退職後の起業に利用した場合。
- ・第55条 職員が、個人的興味を満たす目的で、自己の職務を装って、他の課に保管されている特定の人に関する健康診断結果や相談内容等を複写した場合(例えば、国税庁の職員が、税務調査を装って、友人が親しくしている外国人の出入国情報を収集したこと)

## (2) 全国都道府県・県内市町等の職員等への罰則の内容

都道府県では長崎県、県内市町では、姫路市、宝塚市、川西市及び温泉町において、個人情報保護条例で職員等への罰則が措置されている。いずれも、各条例に規定する「職務上(職務に関して)知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない旨の職員の義務」違反に対する罰則で、対象情報や行為で評価すると行政機関法第54条に規定する罰則と類似のものと言える。

なお、行政機関法成立後、名古屋市においては行政機関法とほぼ同様の罰則(民生委員、区政協力委員等の無報酬の特別職を除く)を措置したところである。

検討資料5 「行政機関法に規定する職員等への罰則規定の概要」

検討資料6 「全国都道府県・県内市町等の職員等への罰則の内容」